

提言

大学入試における英語試験のあり方について
の提言



令和2年（2020年）8月18日

日本学術会議

言語・文学委員会

文化の邂逅と言語分科会

この提言は、日本学術会議言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会

委員長	伊藤 たかね	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
副委員長	斎藤 兆史	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
幹事	林 徹	(連携会員)	放送大学特任教授
幹事	原田 範行	(第一部会員)	慶應義塾大学文学部教授
	今西 典子	(連携会員)	東京大学名誉教授
	大津 由紀雄	(連携会員)	慶應義塾大学名誉教授
	小黒 康正	(連携会員)	九州大学大学院人文科学研究院教授
	梶 茂樹	(連携会員)	京都産業大学現代社会学部教授
	渋谷 勝己	(連携会員)	大阪大学大学院文学研究科教授
	鳥飼 玖美子	(連携会員)	立教大学名誉教授
	藤井 省三	(連携会員)	公益財団法人東洋文庫研究員
	松浦 純	(連携会員)	東京大学名誉教授
	水野 尚之	(連携会員)	京都大学名誉教授

本提言の作成にあたり、以下の方々に御協力いただいた。

・分科会における話題提供・意見交換

阿部 公彦	東京大学大学院人文社会系研究科教授
南風原 朝和	東京大学名誉教授

・公開シンポジウム

石井 洋二郎	中部大学教授、東京大学元理事・副学長、東京大学名誉教授
杉山 剛士	武蔵高等学校中学校校長・元埼玉県立浦和高等学校校長

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	高橋 雅之	参事官(審議第一担当)
	酒井 謙治	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	牧野 敬子	参事官(審議第一担当)付審議専門職

要旨

1. 作成の背景

文部科学省は2024(令和6)年度実施の大学入試から「新たな英語試験」を導入すべく、2019(令和1)年12月に「大学入試のあり方に関する検討会議」の設置を決め、1年間で検討を行うとしている。大学入試の英語試験を巡っては、大学入学共通テストの枠組みにおいて民間事業者等の実施する資格・検定試験(以下、民間試験という)を活用する方針が2017年7月に一旦決定されたが、2019(令和1)年11月1日に、その見送りが公表された。これを受けて、新たに設置された会議において検討が進められているのであるが、この検討の結果として出される英語入試改革の方向性は、日本における言語教育・外国語教育に極めて大きな影響を与えることになる。言語教育・外国語教育の問題を扱ってきた分科会として、こうした検討に資するため、これまで重ねてきた議論をまとめ、提言として公表するものである。

2. 問題点

大学入試における英語試験については、「大学入試で4技能の評価を行う」という方針に基づいた民間試験導入が議論の焦点となったが、その根拠となる「4技能をバランス良く」伸ばすべきであるとする教育目標について以下のような問題点を確認する必要がある。

第一に、外国語学習は、母語習得のような豊富なインプットが望めない環境で、母語の制約を受ける形で行われる。したがって、母語であれば暗黙知として獲得される文法体系を、明示的な知識として習得することが重要である。この基礎知識は、言語能力の「4技能」として捉えられる諸側面に共通する基盤となるものであり、それが十分に習得されていない段階で、4技能に切り分けた「読む、書く、聞く、話す」といった活動に焦点をあてた教育を行っても、根底にある言語能力を育成することにはならない。

第二に、言語を用いたやりとりの中で、通常は、内容的な面で受容の力(読んだり聞いたりして理解する力)を超える産出の力(書いたり話したりする力)を持つことはない。したがって、特に外国語学習の途上にある生徒にとって、4技能を別々に切り分けて計測した場合に均等な成績がとれることは、決して目指すべき「バランスの良い言語能力」ではない。受容の力が発信の力を牽引していくことのできるようなバランスこそが重要である。

以上を確認した上で、具体的に検討すべき問題点は以下の5点にまとめられる。(なお、この5点には大学入試の本質に関わる問題と対策を講じることで解決可能な問題とが混在しているが、両者を峻別することは容易ではないので、この形の提示とする。)

(1) 「4技能」を切り分けて入学試験を課すことの問題点

「4技能」とは言語能力の異なる側面を捉えたものであり、実際の言語活動はこれらを総合的に用いるものである。高等学校学習指導要領でも「4技能」に「やりとり」を加えた「5領域」の指導を通して能力を「一体的に育成する」ことを目標としている。したがって、4技能を切り分けて別々に計測する必要はないし、そのような計測によって

学習指導要領に沿った教育を受けた生徒の英語力を正しく評価することもできない。

(2) 「書く」、「話す」力を、大規模な入学試験で計測することの問題点

「書く」、「話す」能力の計測は、大規模な試験では公平性を保証することが困難であり、コストも大きいことから、大学入学共通テストのような大規模な入学試験で一律に「書く」、「話す」力を計測することには無理がある。

(3) 民間試験を大学入学共通テストの枠組みで実施する上での問題点

- ①学習指導要領と整合しない試験を共通テストに用いることになる。
- ②経済的負担が大きく、受験機会の公平性に欠け、地域格差・経済格差を助長する。
また、障害のある受験生に対する配慮にも不十分な点がある。
- ③出題・採点の質および公正性の保証が民間事業者任せであり、実態が不明である。
- ④目的も実施方法も異なる試験の点数を公平に比較することはできない。
- ⑤機密保持や不測の事態への対応が民間事業者任せになっている。

(4) CEFR（欧州言語共通参照枠）を入学試験に用いることの問題点

CEFR の Can Do 記述文は、詳細にわたって細分化されており、また「これこれのことができる」という非常に緩やかな判断基準である。これは、言語学習の行程を明確化し、学習者・指導者などが共有するために策定されたものだからである。民間試験の一点刻みの点数と CEFR との対照表を作成し、それを入学者選抜に用いることは、この CEFR の趣旨とは正反対の発想である。

(5) 検討のあり方にかかわる問題点

2017 年の方針決定は、当事者の意見が適切に反映されない形で行われた。またセンター試験をどのように評価し、何を改善するための方針であったのかがわかりにくかった。

3. 提言の内容

(1) 「書く」、「話す」能力の計測は大学入学共通テストの枠組みに含めず、各大学が必要に応じてそれぞれの形式で実施する（問題点(1), (2)に対応）

大学入試という極めて高い公平性が求められる試験において、50 万人規模で一斉実施する大学入学共通テストの枠組みで「書く」、「話す」力の計測を行うのは適切でない。各大学が、それぞれのアドミッション・ポリシーや教育理念に基づき、入学後のカリキュラムとの接続を考慮して、入学者が入学までに持っているべき能力を計測するために適切な形で実施すべきである。2 節(2)の問題も、大学ごとの規模であれば、工夫によって最小限に抑えることができる。

(2) 民間試験の活用は各大学の判断に委ねる（問題点(3), (4)に対応）

この形をとることによって、各大学が適切であると判断する民間試験を活用でき、CEFR との対照表を用いない実施も可能である。

(3) 「大学入試のありかたに関する検討会議」における検討についての具体的な提案（問題点(5)に対応）

高校・大学の英語教育にかかわる当事者の意見を反映させて検討を行う。また、センター試験の評価を行い、それを踏まえて共通テストの英語試験の継続実施を検討する。

目 次

1	作成の背景	1
2	問題点	3
(1)	「4技能」を切り分けて入学試験を課すことの問題点	4
(2)	「書く」、「話す」力を、大規模な入学試験で計測することの問題点	4
(3)	民間試験を大学入学共通テストの枠組みで実施する上での問題点	5
①	学習指導要領との整合性	5
②	受験機会の公平性、経済的負担	5
③	出題・採点の質および公正性の保証	6
④	異なる試験の点数を公平に比較する対照法の妥当性	6
⑤	試験実施にかかわる機密保持や不測の事態への対応	7
(4)	CEFR(欧州言語共通参照枠)を入学試験に用いることの問題点	7
①	細分化された Can Do 記述文	7
②	柔軟な Can Do 記述文	8
(5)	検討のあり方にかかわる問題点	8
3	提言	10
(1)	「書く」、「話す」能力の計測は大学入学共通テストの枠組みに含めず、各大学が必要に応じてそれぞれのやり方で実施する(問題点(1),(2)に対応)	10
(2)	民間試験の活用は各大学の判断に委ねる(問題点(3),(4)に対応)	11
(3)	「大学入試のあり方に関する検討会議」における検討についての具体的な提案(問題点(5)に対応)	11
①	高校・大学の英語教育にかかわる当事者の意見を反映させて検討を行う	11
②	センター試験の評価を行い、それを踏まえて共通テストの英語試験の継続実施を検討する	11
<参考文献>		12
<参考資料 1>	審議経過	14
<参考資料 2>	公開シンポジウム	15

1 作成の背景

文部科学省は2024（令和6）年度実施の大学入試から「新たな英語試験」を導入すべく1年を目途に検討を行うとしており[1]、2019（令和1）年12月27日に「大学入試のあり方に関する検討会議」の設置を公表した¹。

この会議の設置に至る英語入試関連の経緯は、およそ以下のようにまとめられる。2017（平成29）年7月に、文部科学省は「大学入学共通テスト実施方針」を公表し、2020年度（平成32年度（=令和2年度））実施の大学入学試験から、英語の4技能を適切に評価するために、大学入学共通テストの枠組みにおいて民間事業者等の実施する資格・検定試験（以下、民間試験という）を活用する方針を決めた[2]。この方針は、2017（平成29）年5月16日に「案」として公表されたが、その後、2017年6月の時点で、全国高等学校長協会から「民間の資格・検定の活用については大きな懸念がある」との意見が出され[3]、全国都道府県教育長協議会から「開始年度も含めて慎重に検討」することを求められ[4]、国立大学協会から「適切かつ有効な導入の確固たる見通し、特に実施手法や評価方法の正当性や公正性の担保等についての説明責任が果たされるべきである」との意見表明がある[5]など、民間試験導入については関係者から様々な形で問題点・課題を指摘された。これに対して満足のいく解決策が提示されないまま実施時期が近づいただけでなく、2019年に入ってから一部は民間試験の撤退表明など、民間試験事業者側にも混乱が続いた。このため、全国高等学校長協会は2019（令和1）年7月25日に、「枠組みの全体像が明確になっていない」として不安の解消を求める要望書を[6]、さらに、同年9月10日に、その不安をはじめとする諸課題が解決されていないとして「システムを活用した英語4技能検定の延期および制度の見直し」を求める要望書を[7]、文部科学大臣に提出した。一方で同年9月19日に日本私立中学高等学校連合会が、生徒や高校は実施を前提に準備をしているためこの段階で中断・延期することは大きな混乱を招くとし「システムの円滑な実施」を働きかけるように文部科学大臣に要望を提出し、同時に諸課題の解決に向けた要請を行った[8]。このような動きの中で、2020（令和2）年度からの民間試験の導入を見送ることが2019（令和1）年11月1日に文部科学大臣の会見により公表され [9]、それを受けて「大学入試のあり方に関する検討会議」が設置されたのである。

この会議は、2020年7月7日までに11回の会議が開催され、配布資料がすべて公開されており、さらに第4回会議までは詳細な議事録が公表されている²。この会議において議される検討事項に「英語4技能評価のあり方」および「経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮」が含まれている。この会議において、2024（令和6）年度以降の共通テストの枠組みにおける英語試験のあり方の議論が行われており、この検討の結果として出される英語入試改革の方向性は、日本における言語教育・外国語教育に大きな影響を与えることになる。上述のような経緯を踏まえ、2024

¹ https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00063.html

この会議は、英語入試だけでなく記述式問題導入の問題等を含めた大学入試全般を議論するために設置されているが、本提言では英語入試にかかわることのみを取り上げる。

² https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/103/giji_list/index.htm

(令和6)年度に向けての検討に資することを目的として、言語教育・外国語教育の問題を扱ってきた分科会として重ねてきた議論をまとめ、提言として公表するものである。

2 問題点

2019（令和1）年11月に見送りが公表された民間試験の導入は、大学入試で「4技能」を適切に評価するため³という方針に基づいて決定されたが、この根拠となる「4技能をバランスのよく育成する」ことを目指す教育目標について、以下のような問題点を確認する必要がある。

第一に、英語でコミュニケーションを行う力をつけるという大目標を立てた場合に、コミュニケーションを成立させる技能を切り分ける教育が有効だとは言えない。外国語の習得は母語の習得とは異なる環境で行われる。母語の場合は豊富なインプットがあり、子どもは自然にその中から一般性・規則性を抽出し、文法体系を構築することができる。この文法体系は、無意識のうちに獲得され、無意識のうちに駆使される暗黙知（tacit knowledge）である。これに対して、外国語教育の場合（特に日本の中等教育で可能な授業時間数で行う場合）は、母語のような習得を可能にする環境は望めない。さらに、外国語の習得は、すでに習得した母語の強い制約を受けざるをえず、母語の存在を無視して進めることはできない。したがって、外国語教育においては、明示的な知識として、語彙や文法の基礎を習得することによって基本的な言語能力をまず身につける必要がある。この過程で、母語や書きことばを用いることが重要であることは、本分科会の提言「ことばに対する能動的態度を育てる取り組み--初等中等教育における英語教育の発展のために--」[10]に示したとおりである。そのような基礎は、「4技能」として捉えられる言語能力の諸側面に共通する基盤となるものであり、それを身につける以前に「4技能」に対応する活動（読む、聞く、書く、話す）を行わせても、その技能の根底にある言語能力を育成することにはならない。

第二に、「4技能をバランス良く」育成するということについて言えば、言語を用いたやりとりの中で、通常は、内容的な面で受容の力（聞いたり読んだりして理解する能力）を超える産出の力（話したり書いたりすることによって伝える能力）を持つことはない。このことは、使える語彙・表現のレパートリーの問題からも、あるいは、相手の発言を理解した上でそれに応ずる発言ができないことがあっても、その逆（相手の発言を理解できないのにそれに応ずる発言はできる）が考えられないということからも、明らかであろう。母語であれ外国語であれ、理解できないレベルのことを正しく話したり書いたりすることはできないのである。したがって、外国語の教育においては、受容の力をまずしっかり身につけさせる必要がある。受容の力が確実に身につけていけば、それを軸として産出の力を伸ばしていくことが可能になる。このような教育によって、バランスのとれた英語力の一体的な育成が可能になると考えられる。

文部科学省が公表した「平成29年度英語力調査結果（高校3年生）の概要」[11]では、CEFRのA2レベル以上に達している生徒が、「読む」、「聞く」についてはいずれも33%程度であるが、「書く」、「話す」については20%に満たず、バランスを欠いていることが問題とされている。しかし、外国語学習の途上にある生徒にとっては、4つの技能を切り離して計測した場合に均等な成績がとれることがバランスの良い4技能の習得とは言えない。

³ 文部科学省「大学入学共通テスト実施方針」、p.4.[2]

むしろ、受容の力と産出の力のギャップを自然な状態として認め、受容の力が産出の力を牽引することができるようなバランスこそが重要である。

そのような議論を棚上げにして、単に4技能を計測しているという理由で大学入学共通テストに民間試験を導入することは、中等教育における英語教育が「民間試験対策」に追われるような事態を招きかねず、それは是非とも避けなければならない。また、4技能を別々に計測して均等な成績をとることが重要であるという誤った考えに基づいて教育が行われれば、産出の力（書く、話す）を中途半端に引き上げることの代償として受容の力（読む、聞く）が現状以上に低くなる可能性がある。これは将来的にバランスのとれた英語力をもつ可能性の芽を摘むことになる。

そもそも、大学入試改革によって中等教育に影響を与えるという発想には無理があり、バランスの良い英語力の育成を目指すのであれば、何よりも中等教育の教育環境の改善および教育内容の総合的な改革と、それを受けた大学における英語教育強化の方が優先されるべき課題であることは言うまでもない。このような教育改革の議論を措いたまま、「書く」、「話す」力を強化することを目指して入試改革を行うのは、教育現場に混乱を招くだけである。

以上の点を確認した上で、以下に具体的に検討すべき問題点を整理する。

(1) 「4技能」を切り分けて入学試験を課すことの問題点

文部科学省は、「「4技能」を適切に評価するため」に民間試験を活用するとしている⁴。しかし、言語活動の実態としては、「4技能」を別々のものとして切り分けて用いることはありえない。「4技能」というのは話者をもつ言語能力の異なる側面を捉えたものであり、個人の当該言語の能力の諸側面として、これらは相互に強い連関がある。2018年に公表されたCEFRの*Companion Volume*では、「4技能」ではコミュニケーションの複雑な実態を捉えるには不十分であり、受容・産出・やりとり・仲介の四つのモードの7技能で捉えるべきであると述べられているが⁵、「4技能」を、個別にではなく、総合的に用いるのが言語活動であるからこそ、「やりとり」や「仲介」などが重要になってくると理解できる。そして、このような考え方は、2018（平成30）年告示の高等学校学習指導要領において、言語活動を「やりとり」を含めた「五つの領域」と捉え、その指導を通して能力を「一体的に育成する」ことを目標としている点⁶にも反映されている。これを、わざわざ旧来の「四つの技能」に切り分けて計測する必要はないし、切り分けたところで総合的な言語能力を遺漏なく計測することはできない。さらに、そのような計測の仕方は、「外国語能力の一体的な育成」を目標とする学習指導要領に沿った教育を受けた生徒の英語力を適切に測る手段とは言えない。

(2) 「書く」、「話す」力を、大規模な入学試験で計測することの問題点

⁴ 文部科学省「大学入学共通テスト実施方針」、p.4.[2].

⁵ *CEFR Companion Volume* p.30.[12]。受容・産出・やりとりはそれぞれ spoken と written とに分かれ、全部で7技能となる。

⁶ 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』pp.163-180.[13].

「書く」力を測る記述式の筆記試験や、「話す」力を測る面接式あるいはコンピュータ録音式の試験は、大規模な入学試験では公平な採点を行うことが著しく困難である。作文の試験では、語彙や文法に加え、論理展開や話のまとまりについての評価が必要になる。また、スピーキングの試験では、発音やイントネーションなど評価が難しい要素が加わるほか、対人的なやりとりの妥当性といった要素も入り、さらに難しくなる。また、面接官（採点者）の無意識の偏見が評価に影響を及ぼす可能性もある。したがって、「書く」、「話す」力の計測には、英語教育についての専門的知識としかるべき資格をもつ採点者が、明確な採点基準を与えられ、適切であることが検証された内容の研修を受けた上で採点を行う必要がある。しかし、そのような適切な体制を整えるには莫大なコストがかかる上に、何より、大規模な試験実施において適切な採点者を必要な人数確保することは、現実的に極めて困難である。さらに、このような自由度のある解答形式の試験で多様な解答を公平に評価するためには、事前に準備された採点基準だけで対応することは困難であり、実際の解答を見ながら採点者が協議した上で評価するのが公平性を保つ最善の方法であるが、大規模試験ではそのような形をとることができない。

(3) 民間試験を大学入学共通テストの枠組みで実施する上での問題点

繰り返し指摘されてきた問題点の要点のみを挙げておきたい（参考文献 [3] [4] [5] [6] [7] [8]も参照）。なお、2018（平成30年）8月28日に文部科学省高等教育局大学振興課が「大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・認定試験について」を公表し、提起された問題の一部への対応策を述べているが[14]、十分とは言えない（以下「民間試験について」と略記して必要に応じて言及する）。特に、②、③、④に示すように、民間試験を大学入学共通テストの枠組みに導入すれば、試験の公正性・公平性を保証できない点が大きな問題である。大学入試において、公正性・公平性の保証は最も重要な課題の一つであり、これを軽視するような制度変更は避けなければならない。

① 学習指導要領との整合性

文部科学省の「大学入試英語ポータルサイト」⁷では、大学入試で4技能を計測する理由として、高等学校学習指導要領で4技能を総合的に育成することが求められていることに言及している。しかしながら、4技能をバランス良く「総合的に」育成することを目指す教育の成果を測るために、4技能を別々に計測する必要があるということには必ずしもならない⁸。さらに、民間試験は学習指導要領に基づいた教育の成果を計測するために設計されたものではなく、それぞれ異なる目的をもっている。そのような試験を大学入学共通テストに導入することによって、中等教育の英語の授業で、基礎的な事項の習得がおろそかにされ、民間試験の受験対策に重点が置かれる恐れがある。

② 受験機会の公平性、経済的負担

⁷ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420229.htm

⁸ 本節(1)(2)の議論も参照。

民間試験は出題形式に「慣れる」ことで成績が上がる傾向にあり、何度でも受験できるような経済的・地理的に恵まれた環境にある受験生が有利になることは否めない。共通テストの枠組みでの民間試験の受験は2回までと決められたが、それ以前に「練習」で何度も受けることのできる受験生は有利になる。また、経済的負担が大きいことについては、「民間試験について」等で検定料に関する一定の対応策は示されているものの民間事業者に対する拘束力はないこと、また遠隔地からの受験に必要となる交通費や宿泊費の手当てなども明確にされていないことから、十分とは言えない。

また、障害等のある受験生に対して「合理的配慮をしていることを公表していること」が民間事業者に課された参加要件のひとつとなっており⁹、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等への対応はどの民間事業者も公表している¹⁰。しかし、特にスピーキングについては、対人関係にかかわるメンタルな問題などが不利益を引き起こすことが考えられるが、そのような「障害」に対する対応策は十分に明確にはされていないし、そもそもどのような「障害」に対応する必要があるかについても不明確である。この点でも受験機会の公平性をどのように保証するか、十分な議論が必要である。

③ 出題・採点の質および公正性の保証

試験結果が信頼できるものであるためには、出題者や採点者の資格・能力が問題になるが、どのような資格をもった人がどのような研修を行った上で出題・採点にあたるのかは、民間事業者任せになっている（文部科学省の「大学入試英語ポータルサイト」で「採点の質を確保するための方策」として各民間事業者の申告内容を公表しているが、一部の事業者は極めて曖昧な条件を申告している[15,16]）。さらに、文部科学省の「大学入試ポータルサイト」の情報によれば、民間試験によっては高校教員がスピーキングの面接委員となる場合があることが示されている[17]。受験生の所属する高校の教員があたらないように配慮すると文言はあるが、面接の実態・採点の基準を熟知した高校教員が指導にあたることのできる高校とそうでない高校との間に不公平が生じることが危惧される。

また、同一の試験であっても、複数回実施されて自由に受験できる制度では、回が異なっても同じ点数が同じ能力を示すことを保証する必要がある。この仕組みは各民間事業者任せになっているため、公平性を保証するためにどのような方法が採られているのかが不明であり、その妥当性の検証が困難である。

④ 異なる試験の点数を公平に比較する対照法の妥当性

文部科学省は各民間試験の点数と欧州評議会による CEFR（欧州言語共通参照枠）との対照表を公表しているが[18]、後述のように、CEFR の Can Do 記述文（言語を運用する際に何ができるかを詳細かつ具体的に文章で説明した記述）をもとに、学習者の自己評価にも使えるように緩やかに分けているレベルは、各教育機関がそれぞれの

⁹ 「民間試験について」の「参考資料1 大学入学英語成績提供システム参加要件」による(p.6, [14])。

¹⁰ 文部科学省の「大学入試英語ポータルサイト」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420229.htm)で一覧が見られる。

教育目的に応じて自由に修正して使うものであることから、入学試験のような制度において用いるのは適切とは言えない。各種の民間試験のスコアを、もともと厳密ではない CEFR の 6 段階に換算するために文部科学省が作成した対照表は、各民間事業者がそれぞれの試験スコアを CEFR の 6 段階に当てはめる自己申告に基づいたものであり、第三者が客観的な根拠に基づいて作成したものではない。また、これまでに一部の試験のスコアと CEFR のレベルとの関係が変更されていること、「より高く換算される」試験に受験生が集まることが予測されるために得点の「ダンピング」が起こる可能性があることが指摘されている¹¹。そもそも、目的の異なる民間試験を同じ指標に換算しようとすることに無理がある。このような問題から、異なる試験を「CEFR との対照表」という形で同一スケール上に並べることによって試験の公平性が失われることがわかる。

⑤ 試験実施にかかわる機密保持や不測の事態への対応

センター試験は、入学試験に必須の機密保持や不測の事態が生じた場合の対応について、細部にわたり整った体制の下に運営されてきた。これと同等の厳格な実施体制を、民間事業者にも、しかも年に何回も実施する試験について求めることは極めて困難であろう。「民間試験について」では、不測の事態が生じた際には、「それぞれが実施している範囲について責任を負う」とし、機密保持や危機対応も民間事業者任せであることがわかる([14, p.4]。)

(4) CEFR (欧州言語共通参照枠) を入学試験に用いることの問題点

民間試験の対照表の基盤となっているのは CEFR の Can Do 記述文であるが、これは言語学習の行程を明確化し、学習者や指導者などが共有するためのものである。これを大学の入学試験に援用することには大きな問題があると考えられる。

そもそも CEFR は、欧州評議会が平和構築のための相互理解を目指して提唱している「複言語主義」を学習者の立場に立って具現化するために策定されたものである。文部科学省が述べているような「国際指標」ではなく、各教育機関が自由に変更して使える外国語教育改善のための枠組みである。評価のための Can Do 記述文や緩やかに分類されたレベル（2001 年は 6 段階、2018 年には 11 段階に変更）について調整したり監督したりする機関は設けられていない。以下、二点にしばって具体的に述べる。

① 細分化された Can Do 記述文

まず、CEFR の Can Do 記述文は詳細にわたって細分化されたものであるが、大学の入学試験ではその趣旨を無視した形での利用とならざるを得ない。2018 年に公表された *CEFR Companion Volume* では、言語能力を構成する要素としてのコミュニケ

¹¹ 文部科学省の資料として以下のようなものが閲覧可能であるが、[18]と比較すると、実際に一部の試験は 2~3 年の間に「高め」に換算される（同じ点数でより高い CEFR レベルになる）方向で変化していることがわかる。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/117/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/05/24/1368985_15_1.pdf
(2016/03/25 版)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/117/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/11/04/1363335_2.pdf
(2015/09/29 版)

ーションにかかわる言語活動を4つのモード(受容、産出、やりとり、仲介)と捉え、それぞれのモードが書き言葉と話し言葉に分かれ、さらに下位分類されるなど、非常に細かな規定をしている[12]。一例を挙げると、話し言葉の産出(いわゆる「話す」技能)の活動だけでも5つに分類されて別々の記述文があり¹²、さらに相手のいる会話や討論に加わる場合は「やりとり」として別に規定されている¹³。このように細かく分類される記述文において、当然、同一の学習者がすべてに同じレベルの習熟度を示すとは考えられない。聴衆に対して口頭発表を行う力はあるが、相手のあるやりとりは苦手であるとか、逆に大勢の聴衆に対して発表するのは苦手だが少人数でのやりとりは得意であるとか、能力に「でこぼこ」があることが想定されている。しかしながら、今回の民間試験導入にあたっては、民間試験の総得点とCEFRとの単純な対照表が文部科学省によって提示されており、上述のようなCEFRのCan Do記述文の趣旨は活かされていない。そもそも、この趣旨を考えれば、CEFRのCan Do記述文を入学者選抜試験に用いることに無理がある。

② 柔軟な Can Do 記述文

第二に、CEFRのCan Do記述文は、その複言語主義の原則に従い、特定の言語に依存することなく一般的に言語運用能力を記述するための、「これこれのことができる」という大変緩やかな柔軟性のある判断基準になっている。このため、CEFRは学習者が自らの言語運用能力を把握するためにも利用することができるのだが、それはとりも直さずCEFRが厳密な基準とはなりえないことも意味する。Can Do記述文自体もCEFRの例に従う必要はなく、むしろ各機関の教育目的に合わせて新たに作成することが当然とされている。Can Do記述文は、検定試験のスコアなどの数値では見ることのできない能力の評価を目的としており、これに民間試験の1点刻みの点数を結びつけることはCEFRの趣旨とは正反対の発想である。

(5) 検討のあり方にかかわる問題点

2017年の文部科学省の方針決定は、1.背景の節でも示したように、高校・大学の英語教育の現場の声が必ずしも適切には反映されていなかったことが大きな問題であった。このことは、高校・大学を代表する各団体が出した意見等([3][4][5][6][7][8]参照)にもあらわれている。また、検討の経緯は必ずしも透明であったとは言えず¹⁴、長く実施されてきたセンター試験についてどのような評価が行われ、どのような問題点を改善するための方針であったのか、大変わかりにくくなっていた。

¹² CEFR Companion Volume pp. 68-74. [12]

¹³ CEFR Companion Volume pp.81ff. [12]

¹⁴ 現在行われている「大学入試のあり方に関する検討会議」については、4回目までは詳細な議事録が公表されており、今後もこうした情報公開が継続されることが望まれる。

なお、本節で取り上げた問題点には、(3)②の経済的負担や⑤の機密保持にかかわる問題のように、十全な対策を講じれば解決の可能性がある問題も含まれるが、(2)のような入学者を「選抜する」という入学試験の本質的な機能から生じる問題、さらには(1)のような入学試験による語学力測定の本質にかかわる問題もあり、対策を講じるだけでは解決できないものも多い。また、経済的負担や機密保持のような解決可能な技術的な問題であるように見えるものも、実は、極めて高度の公平性・公正性が求められるという大学入試の本質から生じていることに注意が必要である。

3 提言

これらの問題の所在を踏まえて、2024（令和6）年度実施の大学入試に向けて、大学入試における英語試験のあり方について、以下の3点を提言する。

(1) 「書く」、「話す」能力の計測は大学入学共通テストの枠組みに含めず、各大学が必要に応じてそれぞれのやり方で実施する（問題点(1), (2)に対応）

2節で指摘した「問題」の多くが、50万人規模で一斉実施する共通テストの枠組みで4技能、特に「書く」、「話す」力を計測しようとすることに起因している。これが現実的に可能でないために、民間試験を活用することとし、異なる種類の試験を同列に扱うためにCEFRを用いるという方針が出された¹⁵。2節で見たとおり、民間試験を共通テストの枠組みで活用することの問題はあまりにも大きく、本来の「バランスの良い英語力をつける」という目的を離れて、中等教育における英語教育を「民間試験対策」に変貌させてしまう恐れがある。

何よりも、大学入試という極めて高い公平性が求められる試験において、記述式や面接など、採点者の主観が入りやすい試験を大規模に行うことは不可能である。民間試験という形で「一斉」ではなく分散させたとしても、異なる試験・異なる回の間での公平性が保証されないことが大きな問題になるのは2節で述べたとおりであり、何ら解決にはならない。

したがって、「書く」、「話す」能力の計測は共通テストの枠組みでは行うべきではない。

共通テストが、各大学が二次試験等と組み合わせて合否判定する材料を提示するものであることを考えれば、「書く」、「話す」力を問う問題は、各大学の判断で必要に応じて二次試験で課す形にすることが望ましい。小規模であれば、採点者が顔を合わせて協議する形での公平な採点が可能になり、2節(2)の問題を最小限に抑える工夫も可能となる。また、この形をとれば、各大学が、それぞれのアドミッション・ポリシーや教育理念に基づき、それぞれの大学において展開される英語教育・外国語教育のカリキュラムとの接続を考慮して、入学者が入学時まで持っているべきだと考える英語力を計測することができる。

(2) 民間試験の活用は、各大学の判断に委ねる（問題点(3), (4)に対応）

上記(1)の一つの形として、各大学の判断によって、民間試験を二次試験の枠組みで活用することも考えられる。この形をとれば、各大学は、民間試験の活用にあたって、2節(3)で述べたような民間試験の活用が持ちうる問題に留意した上で、それぞれのアドミッション・ポリシーや教育理念に基づき、それぞれの大学において展開される英語教

¹⁵文部科学省の「大学入試英語ポータルサイト」には、民間試験を活用する理由として、「約50万人規模で同一日程一斉実施型試験による共通テストとして「話す」「書く」能力を含めた試験を実施することは、日程面も含めて現状において実現は極めて困難です。」と述べられている (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420229.htm)。

育・外国語教育のカリキュラムとの接続を考慮して、適切な民間試験を選んで用いることができる。

(3) 「大学入試のあり方に関する検討会議」における検討についての具体的な提案（問題点(5)に対応）

①高校・大学の英語教育にかかわる当事者の意見を反映させて検討を行う

問題点(5)で述べたように、2017年度の決定は高校・大学の教育現場の声が反映されていなかったことが大きな問題であった。また、言うまでもなく、今回の導入見送りで大きな不利益を被ったのは受験生である。新たに検討を行うにあたって、当事者の意見を適切に反映する検討態勢を構築する必要がある。「大学入試のあり方に関する検討会議」には、国公私立の高校・大学を代表する諸団体から構成員が選出されているが、そのような団体の代表が、各高校・大学で実際に教えている現場の意見を十分に聴取し、会議での議論に反映させた上で検討を行う必要がある。また、英語教育の専門家のヒアリングを行い、さらに広く英語教育に携わる教員や受験生の意見を聴取する機会（パブリックコメントなど）を設ける必要がある。方針が確定してからパブリックコメントを募るのではなく、早い段階から検討の過程を公表し、その内容に対するフィードバックを得て、当事者の意見を踏まえた検討を行う体制とすることが必要である¹⁶。

②センター試験の評価を行い、それを踏まえて共通テストの英語試験の継続実施を検討する

大学入試センターが実施する共通テストにおける英語試験（新テスト）のあり方を、再検討する必要がある。この検討は、これまでのセンター試験の成果や問題点の適切な評価に基づいて行われるべきである。その際に、全国高等学校長協会の意見[3]に代表されるように、共通テスト英語試験の継続に対して強い要望があることに真摯に対応すべきである。また、現在予定されているような「2技能」の形を継続するのが妥当であるのか、センター試験のような総合的試験とするのが妥当であるのか、再検討が必要である。2節(1)で述べたように、バランスの良い英語力の育成の成果を測るために、4技能を別々に切り分けて計測する必要はないという点を踏まえた検討が必要である。

¹⁶ 「大学入試のあり方に関する検討会議」の公表された会議資料によれば、2020（令和2）年5月開催の第7回会議以降、種々のヒアリングを実施しており、その中には高校生や高校教員をはじめとする当事者も含まれているようである。（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/103/giji_list/index.htm）（ただし、議事録は第4回会議までしか公開されていないので、詳細は不明である。）

<参考文献>

- [1] 文部科学省、「大臣メッセージ（英語民間試験について）」2019年11月1日、
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1422381.htm
- [2] 文部科学省、「大学入学共通テスト実施方針」、2017年7月、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/24/1397731_001.pdf
- [3] 全国高等学校長協会、「公表された「高大接続改革の進捗状況について」に関する意見」、
2017年6月8日、<http://www.zen-koh-choh.jp/iken/2017/170608kaikaku.pdf>
- [4] 全国都道府県教育長協議会、「高大接続改革の進捗状況に関する要望書」、2017年6月
12日、http://www.kyoi-ren.gr.jp/_userdata/pdf/youbou/290612_koudaisetzoku.pdf
- [5] 一般社団法人 国立大学協会、「「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見」、
2017年6月14日、<https://www.janu.jp/news/files/20170614-wnew-teigen.pdf>
- [6] 全国高等学校長協会、「大学入試に活用する英語4技能検定に対する高校側の不安解消
に向けて（要望）」、2019年7月25日、<http://www.zen-koh-choh.jp/iken/2019/20190725.pdf>
- [7] 全国高等学校長協会、「2020年4月からの大学入試英語成績提供システムを活用し
た英語4技能検定の延期及び制度の見直しを求める要望書」、2019年9月10日、
<http://www.zen-koh-choh.jp/iken/2019/20190910.pdf>
- [8] 日本私立中学高等学校連合会、「「大学入学共通テスト」における英語4技能試験につ
いて（要望）」、2019年9月19日、
<https://www.chukoren.jp/activities/pdf/demand201909-01.pdf>
- [9] 文部科学省、「荻生田文部科学大臣記者会見テキスト版」、2019年11月1日、
https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1422393.htm
- [10] 日本学術会議 言語・文学委員会 文化の邂逅と言語分科会、提言「ことばに対する能
動的態度を育てる取り組み—初等中等教育における英語教育の発展のために—」2016年
11月4日、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t236.pdf>
- [11] 文部科学省、「平成29年度英語力調査結果（高校3年生）」の概要、2018年、
https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/_icsFiles/afieldfile/2018/04/06/1403470_03_1.pdf

[12] Council of Europe, *Common European Framework Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment. Companion Volume with New Descriptors*. 2018 年 2 月、
<https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989>

[13] 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）』、2018 年 3 月、
https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf

[14] 文部科学省高等教育局大学振興課、「大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・認定試験について」、2018 年 8 月 28 日、
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/28/1408564_1.pdf

[15] 文部科学省、「採点の質を確保するための方策（ライティング）」、2018 年 8 月、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420235_2.pdf

[16] 文部科学省、「採点の質を確保するための方策（スピーキング）」、2018 年 8 月、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420235_3.pdf

[17] 文部科学省、「試験監督の考え方」、2018 年 8 月、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420235_1.pdf

[18] 文部科学省、「各資格・検定試験と CEFR との対照表」、2018 年 3 月、
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/_icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1402610_1.pdf

<参考資料 1> 審議経過

平成 30 年

1 月 21 日 第 2 4 期第 1 回 文化の邂逅と言語分科会

* 第 2 4 期の活動方針について

第 2 3 期に取り上げた外国語教育・言語教育にかかわる喫緊の課題として、高大接続・大学入試改革についてとりあげることを決定。

4 月 29 日 第 2 4 期第 2 回 文化の邂逅と言語分科会

* 平成 3 2 年度以降の入試制度（英語）について

2 名の参考人（南風原朝和氏、阿部公彦氏）の話題提供の後、情報交換・意見交換を行った。

* 今後の活動方針について

英語教育の問題をとりあげたシンポジウム開催について
提言作成の方向性について

平成 31 年・令和 1 年

3 月 23 日 言語・文学委員会、文化の邂逅と言語分科会共同主催シンポジウム開催
「学術から考える英語教育問題—CEFR、入試改革、高大接続—」

3 月 23 日 第 2 4 期第 3 回 文化の邂逅と言語分科会

* シンポジウムの総括

* 提言案について

* 今後の活動方針について

10 月 31 日 第 283 回日本学術会議幹事会

* 本分科会の提言案「大学入学共通テストへの民間試験導入の見直し—英語教育のあるべき姿に向けて」を審議。

承認せず、修正の上で再審議を行うこととする

令和 2 年

1 月 12 日 第 2 4 期第 4 回 文化の邂逅と言語分科会

* 提言案の修正について

令和元年 10 月 31 日の幹事会における本分科会提言案の審議経過を報告し、修正の方向性、文面等について審議。

* 今後の活動方針について

6 月 11 日 第 292 回日本学術会議幹事会

* 本分科会の修正された提言案「大学入試における英語試験のあり方について

の提言」について承認

日本学術会議 言語・文学委員会、文化の国際と言語分科会 共同主催シンポジウム

学術から考える英語教育問題

—CEFR、入試改革、高大接続—

総合司会 伊藤たかね 東京大学教授、日本学術会議連携会員
開会の辞 松浦 純 日本学術会議会員、言語・文学委員会委員長

パネルディスカッション

鳥飼玖美子 立教大学名誉教授、日本学術会議連携会員
複言語文化主義から生まれたCEFR
—その目的と意義—

石井洋二郎 東京大学理事・副学長、東京大学名誉教授
入試改革の理念と現実

杉山剛士 前 埼玉県立浦和高校長、現 久喜高校参与
高校現場からみた
高大接続改革と英語教育

ファシリテータ 齋藤兆史 東京大学教授、日本学術会議連携会員
指定討論者 林 徹 放送大学特任教授、日本学術会議連携会員
原田範行 東京女子大学教授、日本学術会議連携会員

閉会の辞 木部暢子 国立国語研究所副所長、日本学術会議会員

日 時：2019年3月23日（土）

13:00～17:00 開場12:30

場 所：東京大学駒場キャンパス

900番教室

京王井の頭線 駒場駅大改札
徒歩1分

申し込み受付：3月1日開始予定、定員600名
下記サイトまたはQRコードから受け付けます
<https://goo.gl/forms/warsfh5UnBnVTncJ2>

お問い合わせ：GakujutsuSymposium@gmail.com



主催：日本学術会議 言語・文学委員会、文化の国際と言語分科会 後援：東京大学教養学部英語部会